

定期総会

第 1 号議案

日本臨床心理学会 2016 年度活動報告（案）

日本臨床心理学会 第 22 期運営委員会

日本臨床心理学会の 2016 年 4 月から 2017 年 3 月までの諸活動に関して活動報告（案）を提示する。

1. 役員会報告

1) 役員会の開催について

役員会は裁判日に合わせて開催し、2016 年度の役員会の内容は以下のとおりである。

表 1. 運営委員会、役員会開催状況

回	月日	場所	参加者	議事内容
1	2016 年 4 月 15 日(金)	大阪市立総合生涯学習センター	① 運営委員: 亀口、鈴木、高島、谷奥、丹澤、山本、渡辺 ② 監事:滝野 ③ オブザーバー: 市川、酒井	1. 報告 1) 裁判の進捗状況 2) 新事務局への移行状況 3) 編集委員会報告 4) 研修委員会報告 5) 加盟団体等の最新報告 2. 議事 1) 振込取扱票の支払局の変更 2) 2016 年度定期総会日程について 3) 2015 年度活動報告案の作成について 4) 2016 年度予算案の作成について 5) 2016 年度第 52 回大会について 「臨心研」第 54 巻第 1 号掲載
2	6 月 7 日(金)	大阪市立大学文化交流センター	① 運営委員: 亀口、鈴木、高島、谷奥、丹澤、山本、渡辺 ② 監事:滝野 ③ オブザーバー:市川	1. 報告 1) 裁判の進捗状況 2) 編集委員会報告 3) 研修委員会報告 2. 議事 1) 2016 年度定期総会日程について 2) 2016 年度第 52 回大会について 「臨心研」第 54 巻第 1 号掲載
3	7 月 29 日(金)	大阪市立大学文化交流センター	① 運営委員: 亀口、鈴木、高島、谷奥、丹澤、藤本、山本、渡辺 ② 監事:滝野 ③ オブザーバー:市川	1. 報告 1) 裁判の進捗状況 2) 編集委員会報告 3) 研修委員会報告 4) 加盟団体等の最新情報 2. 議事 1) 第 52 回大会について 2) CP 紙編集・発行について 3) HP 管理について 4) 「臨心研」について 5) 近石会員の件について 6) 「相模原施設障害者虐殺事件」緊急声明について 「臨心研」第 54 巻第 1 号掲載

回	月日	場所	参加者	議事内容
4	8月20日(土)	明治大学 リバティール タワー	① 運営委員: 亀口、鈴木、高島、谷奥、 丹澤、藤本、山本、渡辺 ② 監事:滝野 ③ オブザーバー:市川	1. 議事 1) 広報・情宣関係について 2) 「2015年度決算報告」について 「臨心研」第54巻第1号掲載
5	9月30日(金)	東横イン 淀屋橋駅南	① 運営委員: 亀口、鈴木、高島、谷奥、 藤本、山本、渡辺 ② 監事:滝野	1. 報告 1) 裁判の進捗状況 2) 編集委員会報告 3) 研修委員会報告 4) 加盟団体等の最新情報 2. 議事 1) 新しい訴訟の追加について 2) 日本学術会議の協力学術研究団体調査 (2015年12月から中断)について 3) 日本心理学諸学会連合への加盟正当性について 4) 「やまゆり園」事件への今後の取り組みについて 5) 「個別カルテ」問題への対応について 6) 会則改正検討小委員会の立ち上げについて 7) 第53回大会について 「臨心研」第54巻第1号掲載
6	11月11日(金)	東横イン 淀屋橋駅南	① 運営委員: 亀口、鈴木、高島、谷奥、 藤本、丹澤、渡辺 ② 監事:滝野	1. 報告 1) 裁判の進捗状況 2) 編集委員会報告 3) 研修委員会報告 4) 加盟団体等の最新情報 2. 議事 1) 入会手続きについて運営委員会と新事務所 との分担を明確にし、会員管理に関する内規を 作成する 2) 役員改選年度の来年定期総会と開催日程最 終決定 3) 会則改正案作成委員の決定 4) 第53回大会プログラム概要の決定 「臨心研」第54巻第2号掲載
7	2017年 1月13日(金)	NPO 法人 アジュール舎 ころぼっくる の家	① 運営委員: 亀口、鈴木、高島、谷奥、 藤本、丹澤、渡辺 ② 監事:滝野 ③ オブザーバー:市川	1. 報告 1) 裁判の進捗状況 2) 編集委員会報告 3) 研修委員会報告 2. 議事 1) 会則改正案作成小委員会からの提案 2) 会則改正のための臨時総会開催について 「臨心研」第54巻第2号掲載

2) 2016年度会員総会：亀口

例年の定期会員総会は、非会員も参加する大会期間中に同時に行われていたが、学会運営をめぐる係争中のため、2016年度の総会は第52回日本臨床心理学会東京大会とは日程をずらして開催された。審議の結果、2015年度決算報告書の記載ミスや繰越金の明示

を修正確認の上、全会一致で議決された。

日時：2016年6月19日（日）13：30～17：00

場所：東京都北区十条 「ダイニング街なか」 2F

議案：第1号 2015年度活動報告

第2号 2015年度決算報告

第3号 2016年度活動計画

第4号 2016年度予算案

第5号 会則一部改正（事務局所在地の変更）

3) 第52回日本臨床心理学会東京大会について：山本勝美

東京大会を振り返って見る時に、先ず前回の京都大会が分派問題の極に達したという事実経過があったことから、今回は落ち着きを取り戻し、二日間に亘り、東京は駿河台の文教地区にある明治大学で内容のあるプログラムを実施できたことに、先ず大きな成果を生み出したと評価したい。

同時に内容面からも、第1日目には、二つのワークショップがあり、「性被害のサバイバー支援に取り組む中から」および「オープン・ダイアログの源を探る、その基礎を学ぶーリフレクティングはいかにできるか？」という、刑法改正問題と臨床的内面・対人的な関わり合いという、共に焦点化している、そして対照的なテーマをめぐる二つのワークショップを展開した。第2日目には、現在、社会的に注目されている「優生手術をめぐる追及の中から私たち自身の優生思想を問う」をめぐるシンポを3名の優れた講師をお招きして行われた。2日間の、これら3つのテーマは、今後とも当学会で引き続き取り上げ、継承するほどの重要な課題と言える。

4) 運営委の課題への取り組み状況

① クリニカルサイコロジスト（CP紙）の発行

表2. CP紙の内容

回数	CP紙番号	発行年月	内容
1	185号	2016年4月30日	2016年度定期総会と研修会の開催
2	186号	2016年7月4日	第52回東京大会案内・2016年度定期総会報告
3	187号	2016年10月8日	第52回東京大会を終えて
4	188号	2016年12月15日	第53回大会のお知らせ(第1報)・研修委員会からのお知らせ

② 共催・協賛団体

表3. 団体一覧

No	団体名	開催期間	特記事項
1	第31回国際心理学会 (ICP)	2016年 7月24日~29日	開催地：横浜 大会プログラム冊子に「日本臨床心理学会」の

			広告を掲載
--	--	--	-------

2. 各委員会報告について

① 編集委員会：渡辺 三知雄

表 4. 学会誌の内容

No	臨床心理学研究54巻1号	発行日	2016年12月25日
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・論文：1本 ・意見論文：1本 ・論考：1本 ・研修会報告：第1回テーマセッション報告 ・日本臨床心理学会2016年度総会報告 ・報告：22期役員会議事録（第4回～第8回） ・学会声明：「神奈川県立津久井やまゆり園」事件について 		
No	臨床心理学研究54巻2号	発行日	2017年3月31日
内容	<ul style="list-style-type: none"> 第52回日本臨床心理学会大会（東京大会）報告 ・論考：1本 ・研修会報告：第2回テーマセッション報告 ・報告：22期役員会議事録（第9回～第10回） ・資料：公認心理師関係 ・学会声明：精神保健福祉法「改正」案について ・お知らせ：第53回日本臨床心理学会茨城大会 		

② 研修委員会：藤本豊、山本勝美

今期研修会では、以下の5回の研修会を開催した。

i) 「優生手術問題とその謝罪を求める運動の課題と経過」

2016年6月18日 北とぴあ会議室（東京都北区）講師：大橋由香子（SOSHIREN 女（わたし）のからだから、優生手術に対する謝罪を求める会）

ii) オープンダイアログの基礎、リフレクティング・プロセスを学ぶ

2016年11月12日 10時～16時 京都橘大学 響友館F401号室

コーディネイタ/ファシリティタ 滝野功久（いさく）

iii) オープンダイアログの基礎、リフレクティング・プロセスを学ぶ その2

2016年1月14日 10時～17時半 立命館大学衣笠キャンパス

コーディネイタ/ファシリティタ 滝野功久（いさく）

iv) 精神科デイケアにおけるグループワークの考え方と工夫

2月12日（日）14時～16時半 夢うさぎ（東京都多摩市）

栗原毅（北沢保健福祉センター・デイケア グループワーカー）

v) 障害ある女性の生きにくさを明らかにした”複合差別実態調査報告”に聞こう！

2017年3月19日 ダイニング街なか2階ホール（東京都北区）

レポーター米津知子（DPI 女性障害者ネットワーク、SOSHIREN 女（わたし）のからだから、優生手術に対する謝罪を求める会） 佐々木貞子（DPI 女性障害者ネットワーク）

③ ヒアリング・ヴォイシズ小委員会：藤本豊、丹澤和美

開催できませんでした。

3. 対外的活動報告について

① 精神保健従事者団体懇談会：鈴木宗夫、丹澤和美

2016年度を通して精従懇で話題となったのは精神保健福祉法の改正に関してでしたが、その途中で起きた7月26日未明に起きたいわゆる「津久井やまゆり園」事件に関連して各団体から意見表明がありました。当学会からも9月24日の第174回定例会において「子ども・障害者・当事者と呼ばれる人たちと『共に生きる』専門職団体として歩んできた立場から、犯人個人の問題に矮小化することなく、私たち一人ひとりが自分のこととして考え、『わが内なる優生思想』と闘わなければならない」とする学会声明を発表しました。

その後も厚生労働省から出された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部改正に関する法律案に対する意見交換が続き、3月に行われた第177回定例会では厚生労働省の担当者を招いて「改正案」に関する学習会を開きました。当学会では2017年3月31日付でこの改正案に対して反対する学会声明を公表しています。この改正案そのものは、その後2017年5月20日、参議院先議で参議院本会議において可決されましたが、続く衆議院での審議が未了となり、秋の臨時国会での審議に持ち越されることになりました。

以下に2016年度に開かれた精従懇の定例会と主な議題、出席者を示します。

表5. 開催内容

回	月日	場所	参加者	議事内容
第172回	2016年 5月28日 (土)	銀座八重洲 ホール	鈴木 丹澤	・シンポジウム報告 ・2015年度監査報告 ・2016年度予算案、事業計画 ・熊本地震関連
第173回	7月23日 (土)	日本精神科看護 協会 研修会場	鈴木 丹澤	・日本慢性期医療協会定例記者会見 ・精神保健医療福祉のあり方検討会 ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部
第174回	9月24日 (土)	日本精神科看護 協会 研修会場	鈴木 丹澤	・「津久井やまゆり園」事件について ・2017年度概算要求（厚労省）

回	月日	場所	参加者	議事内容
第 175 回	12 月 10 日 (土)	日本精神科看護 協会 研修会場	鈴木	<ul style="list-style-type: none"> ・「津久井やまゆり園」事件の検証及び再発防止策検討チーム報告書 ・精神保健福祉法の非自発的入院と地域支援体制に関する検討委員会 ・改正道路交通法
第 176 回	2017 年 1 月 28 日 (土)	AP 品川	丹澤	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健医療福祉のあり方検討会 ・社会保障審議会障害者部会 ・29 年度障害保健福祉部/精神・障害保健課予算案の概要 ・2017 年度事業計画案予算案
第 177 回	3 月 4 日 (土)	日本精神科看護 協会 研修会場	鈴木	<ul style="list-style-type: none"> ・2017 年度事業計画案予算案 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の概要 ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント ・勉強会（講師：厚労省）

② 心理師国家資格制度推進協議会他：藤本豊

日時：2016年10月20日木曜 18時30分より

会場：東京都文京区本郷2-27-8 太陽館ビル2階 日本心理研修センター会議室

議題：公認心理師カリキュラム等検討会での決定事項と今後の予定についての説明が行われた。

③ 日本心理学諸学会連合：亀口公一

2016 年度定例理事会（年 2 回）

回	月日	場所	出席者	議事内容
1	6 月 12 日	東京大学本郷 キャンパス	亀口	2015 年度事業報告・収支決算報告 2016 年度事業計画・予算案 加盟申請学会（日本ロールシャッハ学会）の承認 日心連の一般社団法人化について 公認心理師法について
2	12 月 18 日			2016 年度第 1 回社員総会議事録案 役員交代について 第 9 回心理学検定について 一般社団法人日本臨床心理学会への対応について （当事者間の法的結論が出るまで日本臨床心理学会を日心連加盟学会と判断する旨、理事会で了承）

4. 裁判報告：2015年12月25日提訴～2017年4月7日判決

表6. 2016年度内裁判内容 場所:大阪地方裁判所

回	月日時	内容	原告側傍聴者
1	2016年2月19日	第1回口頭弁論	谷奥、椎木
2	4月15日 10時30分開始	第2回口頭弁論	亀口、椎木、鈴木、高島、谷奥、丹澤山本、渡辺、滝野、市川、酒井
3	6月7日 15時開始	第3回口頭弁論	亀口、鈴木、高島、谷奥、丹澤、山本渡辺、滝野、市川
4	7月29日 16時50分開始	第4回口頭弁論	亀口、鈴木、高島、谷奥、丹澤、藤本、山本、渡辺、滝野、市川
5	9月30日 16時開始	第5回口頭弁論	亀口、鈴木、高島、谷奥、藤本、山本、渡辺、滝野
6	11月11日 16時開始	第6回口頭弁論	亀口、鈴木、高島、谷奥、丹澤、藤本渡辺、滝野
7	2017年1月13日 11時半開始	第7回口頭弁論(結審)	亀口、鈴木、高島、谷奥、丹澤、藤本渡辺、滝野、市川
8	4月7日 13時10分開始	判決	亀口、鈴木、高島、谷奥、藤本、渡辺滝野、佐藤

クリニカルサイコロジスト 189号掲載より

はじめに

2017年4月7日、日本臨床心理学会(以下、本学会という。)が提訴した裁判の判決言渡が、大阪地方裁判所(第25民事部)807号法廷でありました。その判決は画期的な内容であり、原告全面勝訴でした。

しかし、4月21日に被告側が大阪高裁に控訴しましたので、現時点で今回の裁判の経緯について会員のみならずご報告します。

判決までの経過

① 2015年9月4日、第22期運営委員選出を含む定期総会が京都大学で開かれましたが、議事が混乱し運営委員が選出されないまま終了しました。しかし、議長団に選出された實川被告らは、総会は流会ではなく続行中であり、實川議長が学会の代表者であると主張しました。さらに、第21期運営委員会(谷奥運営委員長)の反対を押し切って、9月26日に招集権がないにもかかわらず、日本基督教団東淀川教会で継続の定期総会と称して強行開催しました。

實川議長らは、出席者16人、委任状16人の計32人で審議を行い、實川、中川、金田会員の3人を第22期運営委員と称し、梅屋、戸田会員を監事と称して選出し、實川議長は自分が第22期運営委員長であると宣言しました。

しかも、9月26日の議事録を後日インターネットで公表し、学会事務委託会社に会員名簿の引き渡し要求を行う他、10月8日以降には、實川幹朗運営委員長名で日本学術会議や日本心理学諸学会連合に代表者変更届を出すなど一方的な行動を起こしました。

② 同年10月16日、「戸田游晏こと戸田弘子」が申立人として、第21期運営委員長(谷奥運営委員長)を相手方として「公益社団法人 民間総合調停センター」に和解あっせんを申し立てました。また、實川議長らは、第21期運営委員の任期は8月10日(第21期運営委員の選出は2013年8月10日の芦屋大会の総会でした。)で終了していると主張しました。この和解あっせんと任期切れ解釈はどちらも一方的な主張でしかも矛盾しています。そのため、谷奥運営委員長は「手続きに応じません」と回答しました。

③ 同年11月23日、第21期運営委員長(谷奥運営委員長)は会則に則り、東京駅前ビルのハロー貸会議室において臨時総会(出席者71人、委任状48人)を招集し、同年9月4日定期総会における審議未了の全議案を採決し、選挙によって第22期運営委員会(亀口運営委員長)が正式に発足しました。

④ 同年12月25日、本学会は、實川議長らとの「話し合い」による解決方法を採用することは困難だと判断し、本学会が原告となり大阪地方裁判所に提訴(甲事件)しました。

本学会訴状の「請求」の内容は、以下の通りです。

1. 被告實川幹朗および被告戸田弘子は、いずれも、原告の会員ではないことを確認する。
 2. 被告中川聡および被告金田恆孝は、いずれも、原告の第22期運営委員ではないことを確認する。
 3. 被告梅屋隆は、原告の第22期監事ではないことを確認する。
 4. 被告らは、いずれも、原告名義を使用して、広報誌・紙の発行、インターネットによる広報活動、講演会・研修会の開催等の活動をしたり、これら活動に参加してはならない。
 5. 被告らは連帯して、原告に対し金1千万円およびこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。(仮処分)
 6. 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決並びに第5項につき仮執行の宣言を求める。

上記の「請求1～3」の背景には、「實川議長らが9月26日に強行開催した定期会員総会開催は無効」であり、同時に「第21期運営委員長(谷奥運営委員長)が招集した11月23日の臨時総会で議決された内容は有効」であるとする共通認識が、第21期と第22期のすべての運営委員にありました。

⑤ ところが、2016年4月12日に一般社団法人日本臨床心理学会(2015年12月18日に實川被告らが総会決議なく法人登記)が、本学会役員11名を被告として「名称使用差止め等請求」の訴訟(乙事件)を起こしました。その告訴内容は、本学会に対し「不当に占有する学会財産の引き渡し」を要求するものであり、本学会が「日本臨床心理学会」の名称を使用してはならないというものでした。

判決文の概要

大阪地裁の判決文では、本学会提訴による「損害賠償等請求事件」を甲事件(原告を「原告学会」という)とし、一般社団法人日本臨床心理学会による逆提訴した「名称使用差止め等請求事件」を乙事件(原告を原告社団法人という)としています。なお、本裁判の口頭弁論終結日は、2017年1月13日でした。

判決の主文(第1項～第11項)のうち、重要な内容(第1項～第7項)は以下の通りです。

主文第1項 甲事件被告中川及び甲事件被告金田は、いずれも原告学会の第22期運営委員ではないことを確認する。

主文第2項 甲事件被告梅屋は、原告学会の監事ではないことを確認する。

主文第3項 甲事件被告らは、いずれも「日本臨床心理学会」の名称(中略)
で活動してはならない。

判決文の「事実及び理由(第3当裁判所の判断9)」には、「『日本臨床心理学会』の名称を自らの名称として使用することができる権利を有するのは原告学会のみであるから、原告社団法人が、上記名称を自らの名称として使用する権利を有していないことは明らかである。」と明記されています。

主文第4項、第5項、第6項では、被告らは、連帯して日本臨床心理学会に220万円及び2016年1月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えとしています。

なお、主文第7項では、原告学会の「實川・戸田が原告学会の会員でない」という確認請求(地位不存在確認)については、「法律上の争訟に当たらず、裁判所の司法審査の対象となるものではない」として却下されました。しかし、これは、裁判所が原告学会の臨時総会の成立を認めたことで、實川・戸田の除名決議が有効であることを追認するものに他なりません。したがって、今後ともこの2名を会員ではないとして学会運営することに何ら問題はありせん。

以上、判決文に示されているように、2015年11月23日の原告学会臨時総会が、適法に開催されていることが認められ、被告らが主張する「名称使用の差し止め請求」は棄却されました。

おわりに

本学会は、1964年の設立総会で創設されて以来、会則を持つ「権利能力なき社団」として人格的利益と名誉権を持っています。今後も被告らが「一般社団法人日本臨床心理学会」を名乗ることは、明らかに違法であり、本学会の人格権と名誉権の侵害であることを最後に確認しておきたいと思います。

長期に亘る裁判でしたが、会員みなさまの御支援で全面勝訴することが出来ました。また、傍聴も含めての御支援、御協力に改めて感謝します。